

# 名家連ニュース

令和6年1月15日(月)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.979号

## 愛知県警岡崎署 勾留中の男性に警察官が複数で暴行 父親は「殺されたと思っている」「人間のすることではない」

父親(71)によると、死亡した男性(43)は統合失調症と糖尿病を患っていた。最近やっと就労継続支援B型に通所、グループホームで新たな生活を始めたばかりであった。慣れぬ道に迷い、複数の警察官の職務尋問にパニックとなり、公務執行妨害で岡崎署に連行された。

**男性の父親(2022年12月):**気持ち的には、最初の時は人を傷つけずに警察に捕まってやれやれと思ったが大間違いだった。ペット以下の扱いをされた子供が空しくて、悲しくて…警察の留置場で、息子は動物以下の扱いをされた。人間扱いじゃない。本当に自分の子供だったらそんなことできるかって。日本の治安を守る警察がやることか、冗談じゃねえって本当に。陳謝して謝ってくれと言いたい。

県警は同署を特別公務員暴行陵虐容疑で捜索し、監視カメラの映像記録や関係資料を押収。死亡後、約1年が経過した2023年12月1日の調査報告によると保護室に隔離された男性は、延べ140時間もベルト型の手錠などで手足を拘束され、幹部も含む複数の署員に何度も足で蹴られる様子や仰向けで後頭部が便器に入ったまま放置するなど監視カメラの映像で留置場内での悲惨な暴行・虐待の実態が判明した。

### 事件から1年…癒えぬ家族の悲しみ・苦しみ

**平松伸二警務部長:**「業務上の注意義務があるのに怠り、漫然と放置した過失により、高度脱水による急性腎不全により男性を死亡させた」と釈明。(2023年12月1日)

愛知県警は、岡崎署で留置を担当していた警務課長代理ら6人を、業務上過失致死や特別公務員暴行陵虐などの疑いで書類送検した。中でも警務課長代理は2022年11月28日から29日にかけて男性を足で蹴り、踏みつけるなど複数回暴行していたほか、糖尿病や統合失調症の持病を患っていた男性に医師の診察も受けさせず、薬を与えることもなく必要な医療措置を怠った疑いが持たれている。

この警務課長代理は2022年9月、当時勾留中だった別の男性に対しても暴行を働いたことも判明。4人の警察官と既に退職した元警察官1人のあわせて5人を書類送検した。書類送検された警察官らは合わせて9人になるが、県警は認否を明らかにしていない。

**平松伸二警務部長:**署長や副署長は刑事処分見送り。監督責任上、署長は減給3か月、副署長は減給1か月となり、書類送検になった署員を含む11人は懲戒処分。岡崎署長と警務課長代理は12月1日付で辞職し、岡崎署長は「私の業務管理の不徹底こそが今回の事案を招きました」などと釈明。県警は会見で、岡崎署の留置管理業務が組織的に機能していなかった、医療

次のページに続きます

が必要とする容疑者への対応を徹底するなど再発防止に努めたいとしている。

男性の父親(2023年12月1日):警察が今日説明に来たのだから自己満足なんだわ。仕事で来とるだけなんだわ。全然納得できんよ。

私たちは、殺された男性の父親と同じ精神障害者の家族です。同じ親として、父親の無念さは如何ばかりか…。愛知障害フォーラムは、昨年愛知県との懇談で「岡崎警察による事件」を取り上げ、真相と問題点に関する質問・要望書を提出してきました。当該団体である名家連もADFと連携して具体的なアクションを起こしていきましょう。他人事で済ますことのないように…時間とともに風化されていかないように…今後、私たちに何ができるのか…一緒に考えていきましょう。(文責:名家連事務局/堀場)

## 岡崎警察事件 愛知県警から愛知県障害福祉課に届いた回答書

愛知障害フォーラム様

愛知障害フォーラム事務局へ愛知県から、昨年の懇談会時の未回答「岡崎署での勾留死亡事件」についての回答が届きましたので送付させていただきます。 愛知県障害福祉課

令和5年12月27日  
愛知障害フォーラム(ADF)  
事務局長辻直哉様

愛知県警察本部  
警務部長

岡崎警察署留置施設における被留置者の死亡事案については、本年12月1日に関係職員の懲戒処分等及び事件送致を行いました。

本件事案の問題点の一つは、精神に障害を有する被留置者の入院に至らなかったことであると考えております。

この点につきましては、被留置者の状況に応じ、措置入院に向けて、柔軟かつ迅速な対応が行われるよう、関係機関との連携を図ることとしており、具体的には、愛知県精神科病院協会への協力依頼を行い、同協会加盟病院に、休日・夜間における精神疾患のおそれがある被留置者の診療について、協力を依頼しました。

また、逮捕・勾留中の被疑者であっても、精神保健福祉法に基づく検察官通報の有無に関わらず、同法23条に基づく警察官通報を適切に対応するよう指示しました。

さらに、精神疾患を有する被留置者の特性等への理解を深めるため、本部留置管理課幹部が精神科医から精神疾患を罹患している者の対応要領や医療機関で身体拘束要領、戒具使用時の注意事項等に対する教養を受け、同教養内容に基づく教養資料を作成し、組織内で共有しました。

県警察といたしましては、今回の事案を大変重く受け止めており、同種事案を二度と発生させないとの決意の下、組織一丸となって、各種の再発防止策に取り組んでまいります。